

基準 8 - 3 産業振興にかかわる施設

産業振興にかかわる施設を建設する場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 1 申請地は、次のいずれかに該当する区域とする。なお、市街化区域に隣接する場合は、原則として、隣接する用途地域は工業地域又は工業専用地域であること。
 - (1) 既存工業団地※1（接する道路を含む）に隣接し、かつ、幅員9m以上の既存道路に面する区域。
 - (2) 高速道路のインターチェンジ※2の出入り口から概ね半径1kmの区域（ただし、鉄道の駅から500m以内の区域は除く）で、かつ、幅員9m以上の既存道路に面する区域。
- 2 産業振興にかかわる施設は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 産業振興にかかわる工場
 - ア 予定建築物の用途は、次のいずれかに該当する技術先端型業種の工場又は研究所であること。
 - (ア) 医薬品製造業
 - (イ) 通信機械器具・同関連機械器具製造業
 - (ウ) 映像・音響機械器具製造業
 - (エ) 電子計算機・同附属装置製造業
 - (オ) 電子応用装置製造業
 - (カ) 電気計測器製造業
 - (キ) 電子デバイス製造業
 - (ク) 電子部品製造業
 - (ケ) 記録メディア製造業
 - (コ) 電子回路製造業
 - (サ) ユニット部品製造業
 - (シ) その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - (ス) 医療用機械器具・医療用品製造業
 - (セ) 光学機械器具・レンズ製造業
 - (ソ) 先端技術が応用されているもので市長が適当と認めるもの。
 - イ 申請地の面積は、2,000㎡以上50,000㎡未満であること。
 - ウ 敷地の境界には、都市計画法施行令第28条の3の規定に基づき、環境を害しないように緑地帯その他の緩衝帯が適切に配置されていること。
 - エ 予定建築物は、当該建築物の高さに関わらず、建築基準法第56条の2の規定による日影制限を受けるものとし、周辺的环境に配慮したものであること。
 - オ 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。

(2) 流通業務施設

ア 予定建築物の用途は、次のいずれかに該当する施設であること。

(ア) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業法（同条第6項の特別積合せ貨物運送にかかるものを除く。）の用に供する施設のうち、地方運輸局が相当規模なものと認めたもので、自己の業務に供する施設。

(イ) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫の用に供する同条第1項に規定する倉庫のうち、地方運輸局が相当規模なものと認めた施設。

イ 申請地の土地利用については、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 路地状でないこと。

(イ) 車両出入口は、幅員8メートル以上で、かつ、一般の交通に障害をもたらさない計画であること。

ウ 申請地の面積は、2,000㎡以上50,000㎡未満であること。

エ 敷地の境界には、都市計画法施行令第28条の3の規定に基づき、環境を害しないように緑地帯その他の緩衝帯が適切に配置されていること。

オ 予定建築物は、当該建築物の高さに関わらず、建築基準法第56条の2の規定による日影制限を受けるものとし、周辺の環境に配慮したものであること。

カ 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。

- ※1 既存工業団地とは、力丸工業団地、芳賀西部工業団地、東前橋工業団地、芳賀東部・五代工業団地、城南工業団地、城南北部工業団地、朝倉工業団地、西善工業団地、東善工業団地、中内工業団地、下川淵工業団地、荒砥工業団地、中内第2工業団地、泉沢工業団地、上増田工業団地、五代南部工業団地、多田山産業団地をいう。
- ※2 高速道路のインターチェンジとは、前橋IC、駒形IC、前橋南IC、駒寄SIC、波志江SICをいう。

本基準は、平成28年11月1日から施行する。